



2012  
秋号  
No.66

発行 徳島市かちどき橋1丁目41番地 TEL 088-622-8158 FAX 088-626-5411  
URL : <http://www.toku-forest.com/> E-mail : [info@toku-forest.com](mailto:info@toku-forest.com)



「緑の雇用」フォレストワーカー集合研修



Contents

第61回通常総会開催 ..... 2～3  
 平成24年度徳島県表彰受賞のお知らせ ..... 3  
 「緑の雇用」現場技能者育成対策事業／FW集合研修 ..... 4  
 森林施業プランナー認定制度について ..... 5  
 林業労働力確保支援センター／役員の選任について ..... 6  
 『みどりの110番』実績報告書 ..... 7

## 第61回 通常総会開催

平成24年5月28日、徳島市「徳島グランヴィリオホテル」において徳島県森林組合連合会第61回通常総会が開催されました。

冒頭、杉本会長より、平成21年度に策定された「森林・林業再生プラン」を法制面で具体化するため、「森林法」が改正され、森林計画制度の見直しにより、現行の森林施業計画が「森林経営計画」に改められたほか、「森林管理・環境保全直接支払制度」が導入され、面的なまとまりをもって計画的な森林施業を行う森林経営計画の作成者等を対象とした、直接支援が開始されるなど、我々森林組合系統を取り巻く環境は大きく変化してきているとの見解を示されました。

一方、徳島県においては、平成23年度より、新たに「次世代林業プロジェクト」をスタートさせ、木材生産量の倍増を目指すとともに、「徳島県森林整備加速化・林業飛躍基金」を活用した高性能林業機械の導入による間伐材の安定供給体制の確立、さらには全国に先駆け、県下市町村において「市町村木材利用方針」が策定されるなど、林業振興等への取り組みに対し、感謝の意を述べられました。



杉本会長あいさつ



吉田農林水産部長ご祝辞



総会の様子

また、「森林・林業再生プラン」に歩調を合わせて、昨年度からスタートさせた森林組合系統運動「国産材の利用拡大と森林・林業再生運動」に即し、低コスト搬出間伐の推進と施業集約化の推進を図るとともに、県下森林組合と一丸となり木材の安定供給体制の確立を目指し、積極的に取り組むほか、本年度新たに徳島県森林組合広域合併推進協議会を立ち上げたことを受け、今後、広域合併を強力に推進するとともに、国際協同組合年を契機に積極的に協同組合運動に参画し、森林組合系統のさらなる発展を目指し取り組んで参る所存でありますので、引き続き、国・県・市町村・関係機関のご支援・ご鞭撻をお願いする旨の挨拶を行いました。

続いて優良森林組合並びに職員の表彰式が執り行われ、受賞者を代表して「三好西部森林組合 課長 吉本利春氏」が謝辞を述べられました。その後、吉田農林水産部長をはじめ、徳島森林管理署・三谷署長、農林中央金庫高松支店・山田農林水産環境事業部長よりご祝辞を賜りました。

なお、議事については議長に西副会長が選出され、提出10議案はすべて原案どおり可決承認されました。

## 平成24年度優良森林組合並びに職員の表彰者（敬称略）

### 1. 優良森林組合の部

販売事業の部 三好西部森林組合

購買事業の部 三好東部森林組合

森林国営保険事業の部 阿南市森林組合



優良職員表彰の様子

### 2. 職員の部

三好西部森林組合 課長補佐 梶元 貞二

三好東部森林組合 書記 原田 昭美

日和佐森林組合 技術主任 坂本 裕史

木頭森林組合 技師 松田 隆史

三好西部森林組合 課長 吉本 利春



受賞者代表・謝辞

## 平成24年度 徳島県表彰受賞のお知らせ （県森連理事・三好西部森林組合長 西川 兆八 氏）



表彰式の様子

平成24年6月4日（月）徳島県庁において、平成24年度徳島県表彰式が執り行われました。

今年度の徳島県表彰では、徳島県森林組合連合会理事で三好西部森林組合代表理事組合長であります西川兆八氏が、多年にわたる地域林業振興への貢献と、広域合併推進における多大なる功績が認められ、受賞される運びとなりました。

受賞者の長年の功績に対し深く敬意を表し、心からお祝い申し上げます。

# 「緑の雇用」現場技能者育成対策事業 ーフォレストワーカー集合研修ー

平成23年度にスタートした「緑の雇用」現場技能者育成対策事業も2年目を迎え、当県でも7月より今年度のフォレストワーカー集合研修を開始しました。

今年度の研修生数は、FW1年目が23名、FW2年目が10名、FW3年目が6名の計39名で昨年度の28名を大きく上回っており、昨年同様7月の開講式を皮切りに12月までの間、全国で統一されたカリキュラムに沿って研修を進めることとしています。

また、この集合研修では当連合会が実施する研修（講義・実習・試験等）のほか、林業に必要な資格取得をはじめとした安全講習等もカリキュラムに定められており、職場で行われるOJT研修と併せ段階的かつ体系的に人材育成することを目的としています。

なお、各年次の研修時間については、1年目：98時間＋安全講習等（計30日程度）、2年目：84時間＋安全講習等（計25日程度）、3年目：106時間＋安全講習等（計20日程度）となっており、大変充実した研修内容となっています。



メンテナンス研修



下刈り(育林)研修



保育間伐研修



住宅展示場見学

## 森林施業プランナー認定制度がスタートします！

# 森林施業プランナー認定制度について

## ■森林施業プランナー認定の意義

提案型集約化施業の業務を行うのは「森林施業プランナー」(以下、プランナー)です。プランナーは、森林所有者に代わって、水源涵養機能や木材生産機能など市町村森林整備計画におけるゾーニングに基づいた面的なまとまりを持つ計画である森林経営計画を作成します。さらに、作業団地単位ごとに森林施業の内容や事業収支を示した施業提案書を作成し、森林所有者へ提示して施業を受託します。その後、現場技術者への作業内容の指示から実行管理までを行います。このように、プランナーは森林所有者に代わって地域の森林を管理する重要な存在です。

このような状況を受け、森林施業プランナー協会では、プランナーの能力や実績を客観的に評価し、提案型集約化施業の一定の質を確保できるよう、森林施業プランナーを認定する仕組みを設けました。この制度を設けることにより、新たに森林施業プランナー業務を実施しようとする者の育成の目標として機能させます。併せて、森林所有者からの信頼を得て、プランナーの社会的地位を向上させるとともに、自信と誇りを持って地域の適正な森林管理を行うことにより、森林の持つ多面的機能が十分に発揮されることを目指します。

## ■森林施業プランナー認定制度の概要

### ●実施者

認定試験の実施や認定証の発行などプランナー認定に係る業務は森林施業プランナー協会が実施します。なお、プランナーの認定評価に係る制度設計等に関しては、「森林施業プランナー実践力向上対策事業実施要領」(平成24年4月6日付け23林政経第335号林野庁長官通知)に基づき設置される「森林施業プランナー認定評価委員会」において行われます。当協会は委員会の事務局を担っております。

### ●認定要件

認定を受けるためには、以下の要件のうちいずれかを満たし、所定の手続きを行う必要があります。

- 1 森林施業プランナー認定試験の一次試験および二次試験に合格した者。
- 2 林野庁補助事業「施業集約化・供給情報集積事業」および「森林施業プランナー実践力向上対策事業」において実施される「実践体制基礎評価」の認定を受けた事業体に所属し、提案型集約化施業の取り組み実績を有する者。
- 3 森林施業プランナー認定評価委員会において、1、2の者と同等のレベルの能力を有すると認められた者。

### ●認定試験の実施方法

#### 1 一次試験

- (1) 受験資格：年齢・職業・業務経験等による制限を設けません。
- (2) 受験料：12,000円(平成24年度のみ特別試験料金)
- (3) 試験内容：筆記試験
- (4) 合格点：100点満点中70点以上の得点を獲得した者を合格とします。

#### 2 二次試験

- (1) 受験資格：一次試験を合格後3年以内(合格年度含む)でかつ、受験者がプランナー業務を担当した提案型集約化施業完了地が1か所以上ある者に限ります。
- (2) 受験料：15,000円(平成24年度のみ特別試験料金)
- (3) 試験内容：実績レポートおよび面接試験

### ●認定の申請

認定を受けようとする者は、森林施業プランナー認定申請書に認定申請料(20,000円)を添えて協会に提出していただきます。

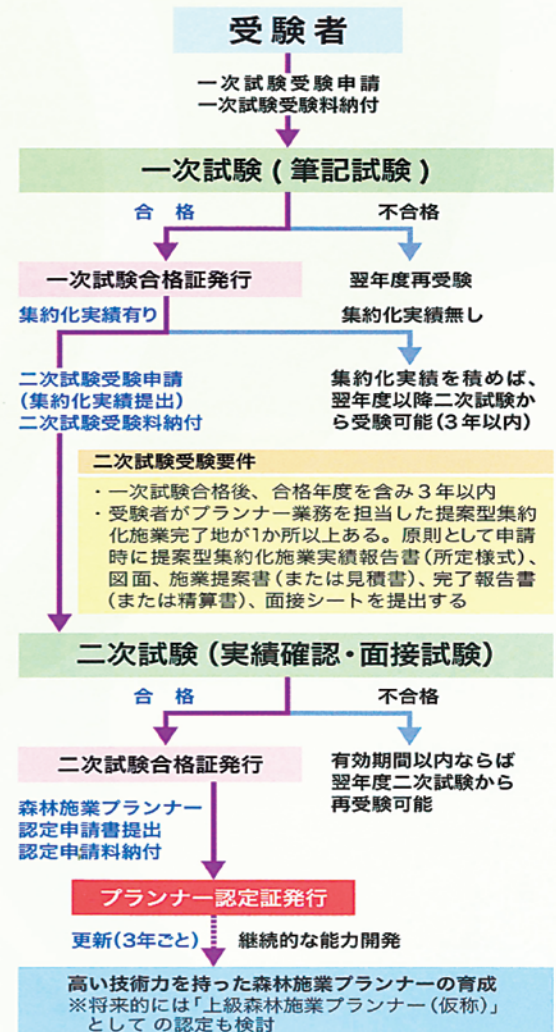
### ●認定の有効期間

認定の有効期間は3年間とし、別途定める要件および手続き方法で更新することができます。

### ●認定の取り消し

認定を受けた者が、虚偽または不正の事実に基づいて森林施業プランナー認定を取得したことが判明した場合や、森林施業プランナーの地位を著しく下げるような行為を行った場合は、協会は認定を取り消すことができるものとします。なお、認定を取り消された者は、5年間は再認定を受けることができません。

## 森林施業プランナー認定の流れ



# (財) 徳島県林業労働力確保支援センター

## —任期満了に伴う役員の選任について—

平成24年7月24日、徳島市「徳島県林業センター」において、平成24年度第1回評議員会が開催され、任期満了に伴う役員の選任が行われました。

現在、当センターでは、平成25年4月1日の公益財団法人発足をめし移行手続きを進めているところであり、新役員及び評議員の任期は公益法人発足の前日までとなっています。

なお、平成23年度事業報告書等の閲覧方法については、下記をご参照ください。

新役員名簿（任期：H24.7.26～H25.3.31） ※公益法人移行登記の前日まで			評議員名簿（任期：H23.7.11～H25.3.31） ※公益法人移行登記の前日まで		
役員			評議員		
役職	氏名	所属	区分	氏名	所属
理事長	伊藤 晴夫	徳島県 農林水産部 林業飛躍局長	県	梶本 一夫	徳島県 農林水産部 次世代プロジェクト推進室長
副理事長	西條 浩三	徳島県森林組合連合会 代表理事専務	市町村	中川 誠司	徳島市 農林水産課長
理事	杉友善一郎	吉野川市 農林業課長	//	茨木 昭行	小松島市 産業振興課長
//	歌 邦夫	海陽町 産業振興課長	//	大内 忠治	三好市 林業振興課長
//	吉岡 章二	東みよし町 産業課長	森組系統	富田 智久	海部森林組合 専務理事
//	七田 義貞	美馬森林組合 専務理事	//	本生 啓二	徳島中央森林組合 総務課長
//	中西 泰志	木頭森林組合 参事	//	富田 真希	美馬森林組合 総務課長
//	大塩 貴行	徳島中央森林組合 専務理事	//	栗飯原勝芳	徳島県森林組合連合会 管理課長
監事	大石 真紀	税理士			
//	山下 修弘	徳島県森林組合連合会 代表監事			
計		10名	計		8名

※ 平成23年度「事業報告書、財産目録、貸借対照表、収支計算書、正味財産増減計算書」については支援センターホームページに掲載しております。



<http://www3.ocn.ne.jp/~forester/>

当支援センターの活動を紹介

センター概要 | UIターン情報 | 山の仕事 | イベント情報 | questionnaire | リンク

ここをクリック  
して下さい！

次ページの最下段の  
「事業報告書、財産目録、貸借対照表、収支計算書、正味財産増減計算書」  
をクリックすると閲覧できます。

# ● ● ● みどりの110番 ● ● ●

## ◇樹木医による無料緑化相談◇

「みどりの110番」では徳島県森林組合連合会の所属員及びその組合員並びに会員外に対し、本会に、徳島県樹木医会の先生が週3日駐在し、電話・FAX・窓口対応の方法により、無料の緑化相談、技術指導を行っています。

- ・庭木の管理・樹木の病気・樹木の害虫・樹木の育成環境・森林の整備方法など  
(有料の出張診断、治療、病害虫防除等も行っております。)

### 〈平成23年度相談状況〉

月	相談等件数	地域別		相談区分			調査依頼	その他依頼等
		県外	県内	TEL	FAX等	来所		
4	15		15	8	2	5	2	
5	21		21	14		7	2	
6	17		17	6	3	8	5	
7	17		17	11	1	5	3	
8	10		10	4	1	5		1
9	21		21	10	1	10	4	1
10	27		27	9	1	17		1
11	20		20	10	1	9	3	
12	14		14	7		7	2	
1	12		12	4		8	1	
2	19		19	7	3	9	1	
3	18		18	10	3	5	1	
計	211	0	211	100	16	95	24	3

(相談内容)

「みどりの110番」相談員の老齢化に伴い、平成23年 6 月より相談日数を週 5 日から週 3 日に変更したが、相談件数は211件となり、昨年度実績より 3 件増加した。このうち、天然記念物や公園、学校など公共的な施設からの相談件数は60件を占め、昨年度実績に比べて22件増加したが、この原因は昨年本県に來襲した台風により、これら施設の樹木が被害を受けたためかと思われる。「みどりの110番」は、県下唯一の緑化技術の相談窓口として、状況に応じて県民の要望に対応しているが、近年、県民の間では「みどりの110番」が緑化推進上、必要な存在となってきている。

地域別では、全て県内の相談であり、また相談区分では、電話相談が100件と最も多く、次いで来所件数が95件と、両者の差は少なくなった。FAX等は16件で、昨年度より僅かに減少した。なお調査依頼件数は24件、その他の依頼等の件数は 3 件と、調査依頼が昨年度より増加した。

相談内容の内訳は、次のとおりであり、「庭木の保育管理等の相談件数」と「庭木の病害虫等の相談件数」の比率が増加し、「緑化樹の増殖等についての相談件数」と「その他の(事務連絡を含む)相談件数」の比率は減少した。この増減の原因は、台風の來襲や病害虫等の発生消長などが影響しているかと思われる。

(相談内容内訳)

庭木の保育管理等の相談件数	90件	43%	(昨年度 40%)
庭木の病害虫等の相談件数	40件	19%	( // 15%)
緑化樹の増殖等についての相談件数	3件	1%	( // 4%)
その他の(事務連絡を含む)相談件数	78件	37%	( // 41%)

(天然記念物や公共的な施設の相談件数)

天然記念物・公園・学校等施設の相談件数 60件 (全相談件数の28%)

(天然記念物や公共的な施設の事業実施状況)

平成23年度「みどりの110番」を通じて実施した主な事業は次のとおりである。

徳島地方・家庭裁判所構内樹木調査、内田のエドヒガン診断・指導、和無田八幡神社の門杉診断・指導、文化の森総合公園モミノキ保護対策事業、野神の大センダン保護対策事業、市場小学校ケヤキ診断・指導

### 【相談受付時間】

月曜日・水曜日・金曜日の午前10時から午後 4 時まで  
(祝日・年末年始(12月29日から翌年 1 月 3 日まで)を除きます。)

お気軽にお問い合わせ下さい。

**(088)652-4110**

(TEL・FAX兼用)



徳島県樹木医会 日本樹木医会会員

〒770-0939 徳島市かちどき橋 1 丁目41番地  
林業センタービル 1F(徳島県森林組合連合会内)

# 人は生まれながらに 「人」として生きる権利を持っています。



国際連合は、1948年（昭和23年）12月10日に「世界人権宣言」を採択し、その主旨は「すべての人間は、生まれながらにして自由であり尊厳と権利において平等である」という内容でした。

1966年（昭和41年）「国際人権規約」を採択、「人権の国際基準」を示し地域紛争や、人権侵害、難民問題が取り上げられる中で、世界が「人権」についてよく考えるようになりました。

1994年（平成6年）の総会において1995年から2004年までの10年間を「人権教育のための10年間」と決議しました。以後、各国において積極的に取り組むよう要求しています。

これを受けて、我々森林組合を含む全国農林漁業団体では「人権問題啓発推進事業」を開始し、継続してこの運動を展開しています。

「人権」は永遠のテーマです。わたしたちは人権について学び、かつて採択した「世界人権宣言」の主旨を次の世代へ引き継がなければなりません。

**私たちの身近にひそむ差別や偏見、  
人権侵害につながる人権課題に対する心構えを常に持ち続けましょう。**



**全国森林組合連合会  
人権問題啓発推進事業**